

<注意事項>

1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
妊娠85日以上の分娩(早産・流産・死産及び人口妊娠中絶の場合も含む)が対象です。
2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。
なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料軽減について届け出ている場合は、
その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。
3. 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
※多胎妊娠(2人以上)の場合は、それぞれの母子健康手帳の同頁コピー(出生証明書)が必要です。
 - ① 届出が出産予定日前の場合
母子健康手帳の表紙コピーと出産予定日(分娩予定日)が記載された頁(妊婦中の記録1)の
コピーが必要です。
 - ② 届出が出産後の場合
母子健康手帳の表紙コピーと出生日が記載された頁(出産の状態または出生届済証明書)のコピー、
または出生証明書が必要です。
それから、親子関係の確認のため世帯全員続柄記載マイナンバー記載の住民票が必要です。
※多胎妊娠(2人以上)の場合は、それぞれの母子健康手帳の同頁コピー、または出生証明書が
必要です。